

## 審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてまいりました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

## D-344 IgG4 の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

### ○ 取扱い

- 1 次の傷病名に対する D014「40」IgG4 の算定は、原則として認められる。
  - (1) ミクリッツ病
  - (2) 自己免疫性膵炎
  - (3) 後腹膜線維症
  - (4) リーデル甲状腺炎
  - (5) キュットネル腫瘍
  - (6) IgG4 関連疾患のみ
- 2 治療中（ステロイド投与初期）の D014「40」IgG4 の連月の算定は原則として認められる。
- 3 経過観察時の D014「40」IgG4 の算定は、原則として 3 か月に 1 回認められる。
- 4 次の傷病名に対する D014「40」IgG4 の算定は、原則として認められない。
  - (1) 胆嚢炎
  - (2) 腎臓病
  - (3) 肺炎
  - (4) 肝疾患
  - (5) 後腹膜炎
  - (6) 硬膜炎

### ○ 取扱いの根拠

IgG4 は、免疫グロブリン G (IgG) の 4 種のサブクラスの 1 種で、IgG4 関連疾患で高値を示す。

1 に掲げる傷病名（ミクリッツ病、自己免疫性膵炎、後腹膜線維症、リーデル甲状腺炎、キュットネル腫瘍）は、いずれも IgG4 関連疾患であり、高 IgG4 血症が診断基準の一つとされている。

以上のことから、ミクリッツ病、自己免疫性膵炎、後腹膜線維症、リー

デル甲狀腺炎、キュットネル腫瘍、IgG4 関連疾患のみに対する当該検査の算定は、原則として認められると判断した。

一方、4 に掲げる傷病名（胆嚢炎、腎臓病、肺炎、肝疾患、後腹膜炎、硬膜炎）では、IgG4 関連疾患に特異的な変動が見られないことより、これらの傷病名に対する算定は原則として認められないと判断した。

なお、IgG4 関連疾患に対してはステロイド投与が有効であることより、ステロイド投与開始初期における、当該検査の連月の算定は原則として認められるが、病状が安定した各疾患の経過観察期間は、3 か月に 1 回の当該検査が妥当と判断される。